

令和5年第3回竜王町議会定例会（第2号）

令和5年8月21日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第2日）

- 日程第 1 発議第2号 竜王町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
- 日程第 2 議第57号 竜王町子ども未来会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議第58号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第59号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第60号 令和5年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議第61号 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 7 議第62号 令和5年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第63号 令和5年度竜王町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議第64号 令和4年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議第65号 令和4年度竜王町下水道事業会計決算認定について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	澤田満夫	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	磯部俊男
9番	小西久次	10番	森島芳男
11番	岡山富男	12番	貴多正幸

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
監査委員	鎌田勝治	副町長	杼木栄司
総務主監	関司明德	住民福祉主監	川嶋正明
産業建設主監	井口清幸	会計管理者	寺本育美
総務課長	寺嶋要	未来創造課長	谷大太
中心核整備課長	森徳男	税務課長	中島孝之
生活安全課長	富田尚弘	住民課長	臼井由美子
福祉課長	中原江理	健康推進課長	西村忠晃
自立支援課長	野村博嗣	農業振興課長	富家和典
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長兼 生涯学習課長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	安食敬

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	小森久美子	書記	井村奈緒美
--------	-------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（貴多正幸） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり
ます。よって、定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回竜王町議
会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 発議第 2 号 竜王町議会議員の請負の状況の公表に関する条例**

○議長（貴多正幸） 日程第1 発議第2号、竜王町議会議員の請負の状況の公表  
に関する条例を議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

9番、小西久次議員。

○9番（小西久次） 発議第2号、竜王町議会議員の請負の状況の公表に関する条  
例。

令和5年8月21日提出

提出者 竜王町議会議員 小西 久次

賛成者 竜王町議会議員 尾川幸左衛門

賛成者 竜王町議会議員 磯部 俊男

賛成者 竜王町議会議員 森島 芳男

賛成者 竜王町議会議員 岡山 富男

提出理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会の議員に係る請負に関す  
る規制の緩和がなされました。このことから、町に対し請負をする議員が、当該  
請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該  
報告の内容を議長が公表することにより、議員個人による請負の状況の透明性の  
確保に資するため、本条例を制定するものです。

以上、提出理由の説明といたします。

○議長（貴多正幸） 以上で提出理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。  
日程第1 発議第2号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第1 発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議第57号 竜王町子ども未来会議条例の一部を改正する条例

○議長（貴多正幸） 日程第2 議第57号、竜王町子ども未来会議条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。
日程第2 議第57号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第2 議第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 議第58号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（貴多正幸） 日程第3 議第58号、竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。

日程第3 議第58号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第3 議第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議第59号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（貴多正幸） 日程第4 議第59号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） 御異議なしと認めます。よって、日程第4 議第59号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議第60号 令和5年度竜王町一般会計補正予算（第4号）

○議長（貴多正幸） 日程第5 議第60号、令和5年度竜王町一般会計補正予算

(第4号)を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、橋せつ子議員。

**○5番(橋せつ子)** 令和5年度8月補正予算(第4号)について、2つの項目について質問させていただきます。

まず、交流・文教ゾーンの整備報償費300万円と補償費1,651万1,000円について、具体的な内容について、対象者、また何人ぐらいの方への補償になるのか、お聞きしたいと思います。

2つ目ですけれども、先ほどの全員協議会の中でもお尋ねしていたことですが、河川敷の整備工事1,500万円について、3点について質問いたします。

当初、竜王町総合運動公園に予定されていたグラウンドゴルフ場整備は、なぜ薬師の河川敷になったのか。公園内に造ることができなかったのはなぜなのかということをお聞きしたいです。

2点目に、1,500万円の予算が計上されていますが、どこまでの整備を考えておられるのでしょうか。私としては予算が少ないのではないかと思うからですが、町の施設としてある程度きちんとした施設にするためには、例えば道路、それから、あそこは場所的にも橋も狭いように思うんですけれども、トイレや休憩所などの設置は必要と考えますが、どうなのでしょう。

また3番目に、今後、町の施設として維持管理されるということで理解してよろしいのでしょうか。

よろしく申し上げます。

**○議長(貴多正幸)** 森中心核整備課長。

**○中心核整備課長(森 徳男)** 橋議員の御質問に御回答させていただきます。

まず、交流・文教ゾーン整備報償費300万円につきましては、用地取得の対象の方につきましては、計39筆の80,857.41平米でございまして、地権者は23名でございます。こうしたところの円滑な整備を進めるに当たりましては、綾戸区、地元の方から選出いただいた地権者代表窓口へ地権者全体の調整とか、また、埋蔵文化財調査などの各種手続に対する協力を既にいただいているところでございます。

今後につきましては、この用地取得に向けての取りまとめをいただきまして、また、用地計画が整った後に事業推進に対しての御協力をいただいたものとして報償を行うものでございます。

続きまして、交流・文教ゾーン整備補償費の1,651万1,000円につきましては、内訳としまして、まず共同減歩に対する補償として925万5,000円、用地取得の遅延の補償として725万6,000円を計上しております。

1つ目の共同減歩でございますが、共同減歩とは、土地改良の事業におけます農地の区画整理の際に新たに土地改良施設、いわゆる農道とか用排水路でございますが、その敷地を各地権者が共同で土地を減歩することにより、創出するものでございます。

今回、交流・文教ゾーンの整備に伴いまして計6筆、1,928平米の土地が地元管理の農業施設、用排水路から町管理公共筆、いわゆる小学校等の敷地でございますが、交流・文教ゾーンの整備ということで用途を変更するため、その対象地につきましての補償を行うものでございます。

次に、用地取得の遅延保証でございますが、今回の土地収用法に基づく事業認定が公聴会及び審議会の開催等により、用地取得が遅延が発生することになりましたことから、一定圃場の収益に対する補償で行わせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 橘せつ子議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、薬師地先の祖父川左岸にグラウンドゴルフ場の整備に至った経過というところでございます。

もともと当初、総合運動公園内の西エリアの有効活用を検討する上で、かねてよりの要望でございましたグラウンドゴルフ場施設を配置できないかということで検討のほうを行っておりました。

公園内の整備につきましては、ボルダリング施設やレストハウスといったものと同様に、国スポ関連の交付金を活用することで県のほうと協議を行ってまいりましたが、国スポ開催会場として必要なものの整備に活用が可能であり、グラウンドゴルフ場を目的とした活用が難しいというところが一定分かってまいりまして、町としましては、その後も県のほうと協議を重ねさせていただいております。国スポ開催時は臨時駐車場等の機能を有するということも名目にしながら、計画としては当初の計画どおり芝生広場を庭園側に拡張していくということで、多目的な利用の一環の中でグラウンドゴルフにも利用していただけるようにということで計画のほうは進めさせていただいております。

しかしながら、協議のほうを進めさせていただいておりますグラウンドゴルフ連盟さんのほうからも、多目的な施設ということではなくて、グラウンドゴルフ専用コースが取れる町営施設をお願いしたいという要望もございましたので、他の利用者とか維持管理の面等を考慮する中で、拡張した広場をグラウンドゴルフ場とすることは難しいということに至っております。

そのため、別の場所で検討のほうを進めさせていただく中で、他市等の河川敷のあるところにつきましては、多くの河川でグラウンドゴルフ場というのが整備されていることも踏まえまして、本町で検討させていただく中で、祖父川左岸の薬師地先の堤防の天端に一つ広いスペースが確保できるということで、検討させていただいた次第でございます。

続きまして、2点目の1, 500万円の中でどこまでできるのかという、トイレとか休憩所とかについてはどう考えているのかというところでございます。

1, 500万円の具体的な内容につきましては、今回の補正予算の中で全てをやり切れるというようなものではございません。今回につきましては、次年度に芝生化を行えるようにして行きたいということで考えさせていただいてまして、そこに向けてまずは現地の下地の生成ということで、土の高さをならしたり、表土をはいだりとかといったことを考えさせていただいております。要するに次年度に向けての準備ということで、土を触る土工のほうを今回は計上させていただいたという次第でございます。

それから、町の施設として理解してよいかということでございます。町として整備を行いますので、当然町の施設ということでございます。ただし、運営方法等につきましては、維持管理とかそういったものも含めまして現在、別途検討もさせていただいているところでございまして、このことにつきましては関係機関さん等と協議をさせていただいております。ほかの日野川、近江八幡市とか、あと野洲川等でも同様のところもございまして、その辺りの情報を収集させていただき、参考にさせていただきながら、進めさせていただきたいということで考えさせていただいております。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（貴多正幸） 橘議員。

○5番（橘せつ子） ありがとうございます。大体が分かりました。今回の予算はあくまでも第1弾ということで、順を追ってまた整備をしていく計画だということふうに理解してよいということですね。

その辺のことも、最後の町の施設として維持管理という点で、グラウンドゴルフ連盟さんとの関係もあると思いますので一概には言えないんですけども、基本的に任されてしまうという形ではちょっと大変かなというふうに思っていたものですから、できるだけ公共施設として整備、維持管理をしてもらえるということが好ましいのかなと思っていますので、その辺はまた十分検討いただきたいというふうに思います。

○議長（貴多正幸） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） 御異議なしと認めます。よって、日程第5 議第60号は予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 6 議第 6 1 号 令和 5 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第 1 号）**

○議長（貴多正幸） 日程第6 議第61号、令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題として、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。
日程第6 議第61号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第6 議第61号は原案

のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 7 議第 6 2 号 令和 5 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）**

**○議長（貴多正幸）** 日程第 7 議第 6 2 号、令和 5 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（貴多正幸）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第 7 議第 6 2 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（貴多正幸）** 起立全員であります。よって、日程第 7 議第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議第 6 3 号 令和 5 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（貴多正幸） 日程第 8 議第 6 3 号、令和 5 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第 8 議第 6 3 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（貴多正幸） 起立全員であります。よって、日程第8 議第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議第64号 令和4年度竜王町水道事業会計決算認定について**

○議長（貴多正幸） 日程第9 議第64号、令和4年度竜王町水道事業会計決算認定についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） 御異議なしと認めます。よって、日程第9 議第64号は予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第65号 令和4年度竜王町下水道事業会計決算認定について

○議長（貴多正幸） 日程第10 議第65号、令和4年度竜王町下水道事業会計決算認定についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（貴多正幸） 御異議なしと認めます。よって、日程第10 議第65号は予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1 時 2 1 分